

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農用地利用集積計画に基づき取得する農用区域内にある土地に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、市町村が定める基本構想に基づいて市町村が農業委員会、農業協同組合等の協力を得つつ、農用地等の権利の設定・移転について関係者全員の同意を得て、関係者の農用地等の貸借・売買等を明らかにした農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て、これを公告すれば、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じる。</p> <p>・特例措置の内容 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用区域内にある場合は、取得土地価格の1/3相当額を控除、②農用区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の1/3相当額のいずれか多い額を控除する特例措置が講じられる。 この特例措置の適用期限を2年間延長することを要望する。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第1項		
減収見込額	(初年度) — (▲110) (平年度) — (▲110) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 食料・農業・農村基本法第23条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」とされている。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第36条において、「国及び都道府県は、利用権設定等促進事業等農業経営基盤強化促進法に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うよう努めるものとする」とされている。</p> <p>このため、平成22年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上の基礎となる農地の確保・有効利用を推進するために「意欲ある多様な農業者への農地の集積を推進」することとしている。</p> <p>② 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするものであり、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしている。</p> <p>農地の利用集積を進める意欲ある農業者の農業経営の発展のためには、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	5—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） <<政策分野>> 優良農地の確保と有効利用の促進
	政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成 32 年において、農地面積の 8 割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間延長
	同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
	政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成 32 年度 8 割程度の目標に対し、平成 17 年度の実績は 76.1%。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 8,980 適用事業者の範囲 379,000
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）による利用権設定等の件数は 307,765 件（うち有償所有権移転件数 13,485 件（H20））であり、当該事業は意欲ある農業者への農地の利用集積を図るための中心的な施策である。本特例措置の適用件数も 8,007 件（H19）と多数の適用実績があり、今後も利用権設定等促進事業の円滑な実施に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地保有合理化等のために農地を譲渡した場合の特別控除（所得税・法人税） ・ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	農業生産の基盤となる農地の取得に伴う初期投資（経費）を軽減することは、意欲ある農業者に対する農地の利用集積の促進に有効である。 本特例措置は、農用地等としての利用以外が認められない農用地区域内の農用地等を取得した場合に限定されており、意欲ある農業者への利用集積を支援するための政策手段として必要最低限の特例措置であり的確である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用実績			
	区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	件 数	7,499	8,007	8,253
	減税額(百万円)	65	64	96
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>農地の有償所有権移転面積 (H20 : 39,025ha) のうち利用権設定等促進事業 (27,849ha) の占める割合は、71%に達している。</p> <p>利用権設定等促進事業による有償所有権移転件数 (H20:13,485 件) のうち、8,007 件 (60%) が本特例の適用対象となっている。</p>			
前回要望時の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>利用権設定等促進事業による有償所有権移転の実績</p> <p>平成 18 年 13,403 件 20,866ha</p> <p>平成 19 年 13,594 件 22,064ha</p> <p>平成 20 年 13,485 件 27,849ha</p>			
これまでの要望経緯	昭和 56 年度に特例措置が認められて以来、2 年ごとに適用期限の延長を要望			